

第2章

在宅療養の推進

第1節 医療と介護の連携の推進

第2節 在宅療養を支える人材の確保・育成

第2章 在宅療養の推進

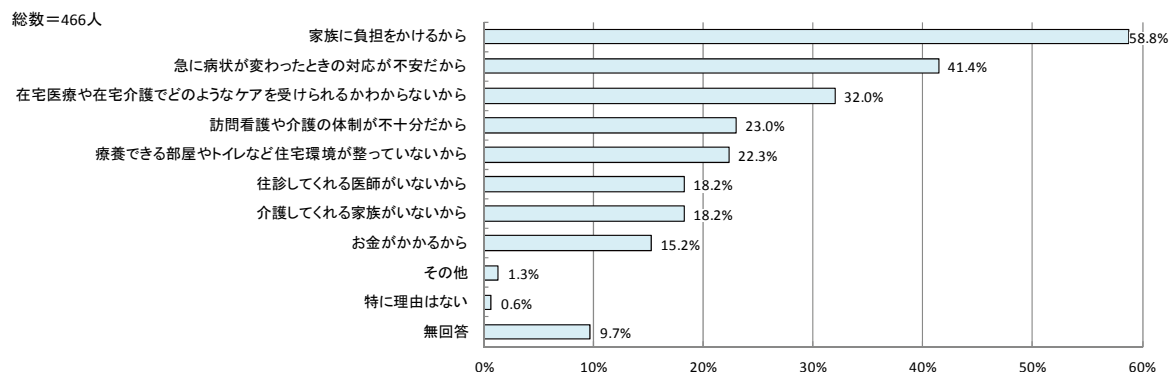
第1節 医療と介護の連携の推進

- 在宅高齢者の療養生活を地域で支えるため、医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者等関係者間の連携を強化し、質の高い在宅療養の実現を図ります。
- 在宅療養環境を整備し、高齢者とその家族が安心して在宅生活を継続できるように区市町村の取組を支援します。

【現状と課題】

- 高齢者の約32%が、長期療養が必要となった場合に在宅での療養を続けたいと思っていますが、そのうちの約64%が実現は難しいと思っています。実現が難しいと思う理由としては、「家族に負担をかけるから」、「急に病状が変わったときの対応が不安だから」といったものが挙げられています¹。

＜長期療養が必要になった場合に在宅療養の実現は難しいと思う理由（複数回答）＞



資料：東京都福祉保健局「都民の健康と医療に関する実態と意識 東京都福祉保健基礎調査」（平成21年度）

- 今後、高齢化の急速な進展や都民のニーズ、医療制度等の変化に対応するためには、限られた医療資源、介護保険サービス等を有効に活用しながら、地域において高齢者等が安心して在宅療養を行える仕組みを構築することが必要です。
- そこで、東京都は、平成22年10月に「東京都在宅療養推進会議」を設置し、これまでに区市町村で実施されてきた事業、東京都のモデル事業などの先行事例の検証を踏まえ、在宅療養を更に推進するための課題と今後の方向性を取りまとめました。
- この中で、高齢になっても、その人らしい充実した在宅生活を実現するためには、住民に身近な行政機関である区市町村の主体的な取組を基盤として、高齢者の生活全般に

¹ 東京都福祉保健局「都民の健康と医療に関する実態と意識 東京都福祉保健基礎調査」（平成21年度）

関わる多様な職種・施設・団体が、密接な連携のもと、ネットワークを構築し、地域における医療と介護の連携を強化することが重要であるとしています。

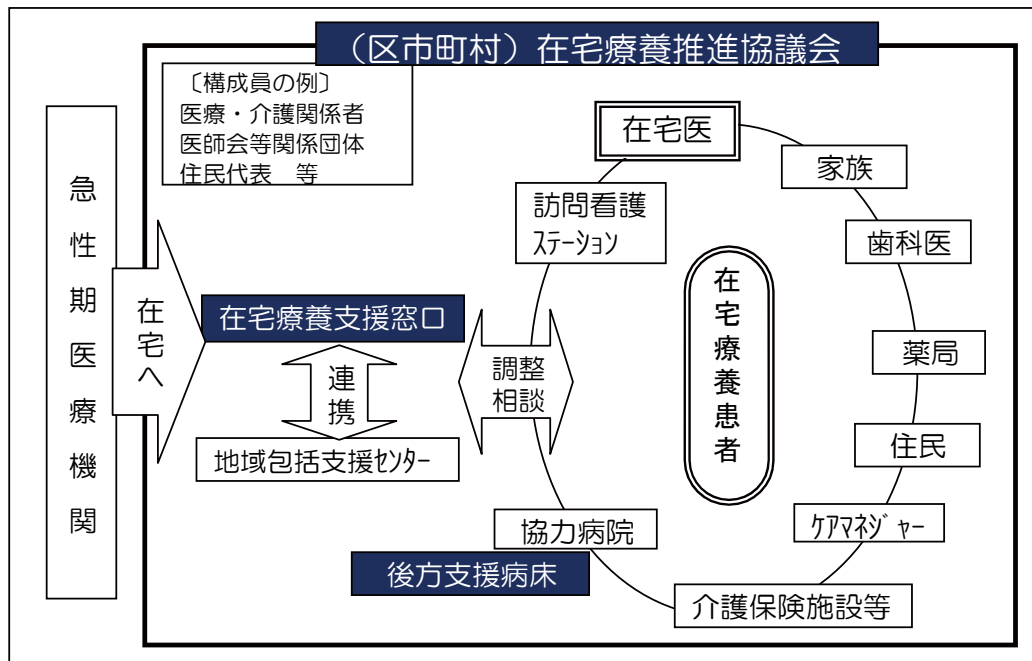
- 国においても、平成23年に介護保険法を改正し、地方公共団体の責務として、介護や日常生活支援に関する施策と医療及び居住に関する施策について、有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めることとしています。
- また、基本指針において、地域包括ケアシステムの実現のために区市町村の介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項として、医療との連携に関する事項が取り上げられるなど、医療と介護の連携を推進していくことが求められています。
- 訪問看護ステーションは、医療と介護の連携に重要な役割を担っており、平成23年4月現在のステーション数は570か所となっています(第3部第1章第1節78ページ参照)。
- 訪問看護事業所の職員からの意見として、訪問看護サービスの需給状況に関して、ニーズは増加傾向にあるが、供給が追いつかず、対応しきれていないこと、医療ニーズの見過ごしや訪問看護の利用控えによって潜在化しているニーズがあり、そのニーズを含めると供給不足の更なる深刻化が見込まれること、また、事業所数の拡大に関して、設立時の金銭的支援など新規参入を促進するための支援策が必要であることが挙げられています²。

【施策の方向】

- 在宅療養を推進するために、都民に最も身近な行政機関である区市町村の主体的な取組を支援していくとともに、関係する多職種が緊密に連携し、明確な役割分担に基づいた患者支援のネットワークを円滑に機能させるための環境整備を進めることで、「24時間安心の在宅療養支援体制」を構築していきます。

² 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

<在宅療養の推進（イメージ図）>



資料：平成22年度東京都在宅療養推進会議報告「在宅療養推進のための課題と今後の方向性について～先進事例の検証報告～」(平成23年5月)

- 地域で生活する高齢者及びその家族の療養生活の向上を図るため、区市町村が取り組むそれぞれの地域ニーズに応じた事業の在り方等の検討、在宅療養患者の急変時における病床の確保など、区市町村の在宅療養推進の取組に対して積極的な支援を行っていきます。
- 特に、地域の在宅療養の資源を把握し、病院から退院するときの在宅療養環境の調整や、医療的ケアに必要な情報を在宅療養スタッフに的確に提供することが重要なことから、これらに対応するために支援相談窓口を設置する区市町村を支援します。
- 急性期病院から在宅療養へ円滑に移行できるように、病院、診療所、医療系サービスを提供する事業所等のスタッフが、互いに診療方針、診療技術等の研修を通じて理解し合い、顔の見える連携関係を構築していきます。
- 在宅療養においては、在宅医、訪問看護師等だけでなく、在宅歯科医、薬局薬剤師、介護支援専門員、介護職員等、多様な職種のスタッフが患者への医療提供や生活支援に関わることから、多職種のスタッフの連携を強化することにより、より質の高い在宅療養の実現を図ります。
- 在宅緩和ケアの提供、看取りの実施等のサービスを希望する患者やその家族の生活の質を向上させるため、在宅緩和ケア支援センターを設置し、在宅緩和ケアの推進を図っていきます。
- 在宅療養支援を推進するため、訪問看護のサービス拠点を増やし、主治医や介護支援

専門員、訪問介護や小規模多機能型居宅介護といった他の介護サービスを実施する事業所とのネットワーク形成などを促進していきます。

- 介護支援専門員を対象に、入退院時を含めた医療職との連携に必要な医療的知識と情報共有や連絡体制を強化するための視点を修得する研修を行い、高齢者に対する介護サービスや医療サービスを含む日常生活圏域における包括的なサービスの提供を図ります。

【主な施策】

・在宅療養環境整備支援事業〔医療保健政策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。

- ①医療及び介護に関する地域資源や関係機関の連携状況等の地域の実情把握、その実情に応じた事業の在り方の検討、在宅療養に関する普及活動等を行う在宅療養推進協議会を設置します。
- ②区市町村、地域の医療機関、地域包括支援センター等に在宅療養に関する支援相談窓口を設置し、在宅療養資源を把握し、病院からの退院時の在宅における療養環境の調整を図るとともに、在宅療養患者の医療的ケアに必要な情報を地域や介護支援専門員に分かりやすく提供します。
- ③地域の医療機関に患者急変時等に利用できる病床を確保し、在宅療養患者等に対するセーフティネットを構築する在宅療養後方支援病床確保事業を実施します。

・在宅療養支援員養成事業〔福祉保健局〕

区市町村が設置する「在宅療養支援窓口」において、医療機関からの相談に応じ介護支援専門員、在宅医等の紹介をするなど、在宅療養におけるコーディネート機能を担うことのできる人材を養成します。

・在宅医療相互研修事業〔福祉保健局〕

患者が退院後円滑に在宅療養に移行できるよう、病院と在宅のスタッフが同行研修等を行うなど相互に知識を深めるための研修を実施します。

・医療連携強化研修事業〔福祉保健局〕

患者の選択を適切に支援できるようにするため、医療・介護など在宅療養に関わる全ての職種が、一定の医療的知識を有するとともに、介護保険サービスや公的支援に係る制度を正しく理解するための研修を実施します。

・在宅緩和ケア支援事業〔福祉保健局〕

在宅緩和ケアに関する相談支援や普及啓発を行う拠点として在宅緩和ケア支援センタ

ーを設置し、在宅療養患者及びその家族の療養上、日常生活上の悩み・不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて、地域における在宅療養患者等の支援を推進します。

・ **訪問看護ステーション設置促進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕**

在宅療養生活の支援を行う訪問看護のサービス拠点を増やすため、新規の訪問看護ステーションの設置及び実施地域の拡大と移動の利便性を図ることができるサテライト（主たる事業所と一体的なサービスを提供できる出張所）の設置に対し、開設時の家賃等の経費及びネットワーク構築費の補助を行います。

・ **訪問看護ステーション整備補助事業〈再掲〉〔福祉保健局〕**

在宅復帰施設である介護老人保健施設に訪問看護ステーションを併設することで、介護老人保健施設入所者の施設退所後の継続的なケアの充実を図るため、新規設置の訪問看護ステーション整備に対し、補助を行います。

・ **在宅医療サポート介護支援専門員の養成〈再掲〉〔福祉保健局〕**

介護サービスと医療サービスを一体的に提供し、高齢者の自立を支援し、生活全般を支えるケアマネジメントを実施することができるよう、介護支援専門員を対象に、医療サービスを含めた適切なケアプランの作成や、入退院時を含めた医療職との連携に欠かせない基本的な医療的知識や視点の修得のための研修を実施します。

第2節 在宅療養を支える人材の確保・育成

- 在宅療養を支える人材の確保・育成に向け、医療と介護の連携強化のための研修の実施等の取組を進めます。

【現状と課題】

- 現在、地域の在宅医療は、以前から志を持って取り組んでいる一部の人材によって支えられている面があります。今後、医療資源とサービス提供の量的・質的な継続性を確保し、増加が見込まれる在宅療養ニーズに応じていくためには、在宅療養を支える人材の確保と育成が必要です。
- 24時間往診等が可能な体制を確保していることなどを要件とする在宅療養支援診療所は、平成23年12月現在で都内に1,368か所あります。今後の高齢化を踏まえ、更に訪問診療・往診などの在宅医療を実施する診療所を増やしていく必要がありますが、在宅医療における連携や役割分担のシステム構築が十分でないため、医師一人で24時間対応することが困難といった課題があります。
- 介護支援専門員は、在宅療養における多職種連携の中で、医療と介護を結ぶキーパーソンです。高齢者の医療依存度に応じたケアを提供するために、入退院時を含め医療機関等との連携を緊密に行い、訪問看護など医療系サービスを適切に取り入れたケアプランを作成することが必要です。
- 重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、平成24年4月の介護保険制度改正により訪問介護と訪問看護とを一体的に提供するなどの新しいサービスが創設され、訪問看護を担う人材の確保・育成の必要性が高まっています。訪問看護事業所の職員からの意見として、人材の定着・育成支援に関して、訪問看護は一人で訪問することが多く孤独感を持ちやすいため、ミーティングやカンファレンス、外部研修への参加など、看護の妥当性確認や技術向上を図る機会を確保することが重要であることが挙げられています³。
- また、在宅におけるリハビリテーションは在宅生活の継続に資するものですが、平成23年8月現在、訪問リハビリテーション事業所は68か所と少なく、普及が進んでいません。普及促進のためには、総合的な技術や判断力、コミュニケーション能力を有した訪問リハビリテーションを担う人材の育成が求められています。

³ 東京都福祉保健局高齢社会対策部調べ

【施策の方向】

- 急性期病院から在宅療養への移行や、在宅療養の継続を円滑に行えるよう、病院スタッフと在宅療養スタッフ、医療系スタッフと介護系スタッフとが、研修を通じて互いに理解し合い、顔の見える連携関係を構築していきます。
- 診療所の医師が在宅医療に取り組みやすくするために、在宅療養ネットワークによる24時間対応が可能な体制を整備することで、医師の負担を軽減し、在宅医の確保を図ります。
- 介護支援専門員を対象に、入退院時を含めた医療職との連携に必要な医療的知識と情報共有や連絡体制を強化するための視点を修得する研修を行い、高齢者に対する介護サービスや医療サービスを含む日常生活圏域における包括的なサービスの提供を図ります。
- 平成24年度に創設される新しい介護サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、訪問看護を行う看護師が必要であるため、このサービスが一定程度普及・定着するよう、訪問看護ステーションの人材の確保・育成について検討を行います。
- 訪問リハビリテーションを行う人材を育成するため、理学療法士等を対象とする介護技術の向上と、介護職員、介護支援専門員など多職種との連携に関する研修を実施し、訪問リハビリテーションの普及を図ります。

【主な施策】**・在宅医療相互研修事業〈再掲〉〔福祉保健局〕**

患者が退院後円滑に在宅療養に移行できるよう、病院と在宅のスタッフが同行研修等を行うなど相互に知識を深めるための研修を実施します。

・医療連携強化研修事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

患者の選択を適切に支援できるようにするため、医療・介護など在宅療養に関わる全ての職種が、一定の医療的知識を有するとともに、介護保険サービスや公的支援に係る制度を正しく理解するための研修を実施します。

・在宅医等相互支援体制構築事業【新規】〔福祉保健局〕

在宅医が訪問看護ステーション等と連携しながら、又は在宅医で相互に補完し合いながら、チームとして24時間の診療体制の仕組みを構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保につなげていきます。

・在宅療養支援員養成事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

区市町村が設置する「在宅療養支援窓口」において、医療機関からの相談に応じ介護支援専門員、在宅医等の紹介をするなど、在宅療養におけるコーディネート機能を担うことのできる人材を養成します。

・在宅医療サポート介護支援専門員の養成〈再掲〉〔福祉保健局〕

介護サービスと医療サービスを一体的に提供し、高齢者の自立を支援し、生活全般を支えるケアマネジメントを実施することができるよう、介護支援専門員を対象に、医療サービスを含めた適切なケアプランの作成や、入退院時を含めた医療職との連携に欠かせない基本的な医療的知識や視点の修得のための研修を実施します。

・訪問看護ステーション人材確保支援事業【新規】〈再掲〉〔福祉保健局〕

訪問看護の経験のない看護師や、看護師免許を有しているが就労していない潜在的有資格者を訪問看護師として育成し、訪問看護ステーション等の人材確保・定着を図るため、「訪問看護人材育成マニュアル（仮称）」の作成に向けた委員会を設置し、検討を行います。

・訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

理学療法士等を対象に、介護技術の向上と、介護職員、介護支援専門員など多職種との連携に関する研修を実施し、訪問リハビリテーションを普及することにより、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう支援します。